

町県民税の申告

宇美町役場 特設会場(役場2階大会議室)

対象者	・所得税の確定申告が必要ない人で、収入がある人 ①個人年金収入、生命保険の満期一時金や解約返戻金などがある人 ②給与の年末調整は受けたが扶養や医療費控除などを追加する人など ・収入がない人で、町の国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人や非課税証明が必要な人
受付期間	2月16日(月)～3月10日(火) ※平日のみ
受付時間	(午前)9:00～11:30 (午後)13:00～16:30 ※当日の会場の混雑状況により、受付時間終了前に締め切る場合があります。
受付方法	予約不要、直接特設会場へお越しください。
受付者	宇美町役場職員

問 税務課 町民税係 ☎ 932-1111(代) FAX933-7512(代)

町県民税の電子申告がスタート

令和8年1月5日(月)から、eLTAXから「マイナンバーカード」を利用して町県民税の電子申告ができるようになりました。詳しい内容は、町ホームページをご覧ください。

町ホームページ
はこちら

申告に必要なもの

所得を証明するもの

- 給与や年金の源泉徴収票や支払調書(複数ある場合は、全て原本が必要)
- 給与や年金以外の人は、帳簿や経費を証明する書類、領収書、減価償却の計算書など
※事前に集計をお願いします。
- 個人年金や生命保険の満期一時金、解約返戻金などの支払証明書

控除を証明するもの(主なもの)

- 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などの控除証明書
- 社会保険料控除証明書または領収書(健康保険、国民年金、介護保険など)
- 医療費控除等を受ける人は、医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書
※事前に集計をお願いします。
- 6か月以上にわたり寝たきりの人のおむつ代の医療費控除を受ける人は、医師が発行した「おむつ使用証明書」(なお、要介護認定を受けている人は、健康課で発行する「医療費控除対象者証明書」により控除を受けることができる場合があります。)
- 障害者控除を受ける人は、障害者手帳または要介護認定による「障害者控除対象者認定書」
- ふるさと納税の寄付金控除を受ける人は、寄付額が記載された証明書
(申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができません。)

その他

- 申告者のマイナンバーカード
※マイナンバーカードをお持ちでない人は、次の番号確認書類と本人確認書類をお持ちください。
・番号確認書類: 通知カード、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるもの)のうち、いずれか1つ
・本人確認書類: 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、公的医療保険の被保険者証、在留カードなど
- 扶養親族のマイナンバーが分かるもの
- 所得税還付申告の人は、本人名義の口座内容がわかるもの
※申告書や通知が届いた人は、申告会場にお持ちください。
※税務署からのお知らせ、または前年の控えをお持ちの人は参考としてお持ちください。

問 税務課 町民税係 ☎ 932-1111(代) FAX933-7512(代)

確定申告・町県民税申告のお知らせ

確定申告

パソコン、スマホでの申告

令和6年分の確定申告をした人のうち、約75%がスマートフォンやパソコンを使ってe-Taxで申告しています。

令和7年分の確定申告は、ぜひご自宅から、待ち時間なく便利なe-Taxをご利用ください。

国税庁
確定申告書等
作成コーナー▶

宇美町役場 特設会場(役場2階大会議室) ※65歳以上または公的年金収入がある人が対象

対象者	・所得税の確定申告が必要な人で ①公的年金収入のみの人 ②公的年金収入の他に、給与収入、農業収入、配当収入、個人年金収入、生命保険などの満期一時金や解約返戻金がある人	・所得税の確定申告が必要な人で ①65歳以上で、営業所得・不動産所得などの収支内訳書を添付して申告する人 ②65歳以上で、株式などの譲渡所得を申告する人
受付者	宇美町役場職員・税理士(委託)	税務署職員
受付期間	2月16日(月)～3月10日(火) ※平日のみ	2月18日(水)・19日(木)
受付時間	(午前)9:00～12:00 (午後)13:00～17:00	
予約方法	<p>LINE予約 ※LINE予約は24時間受付可能 利用には宇美町公式LINEの “友だち登録”が必要です。 右の二次元コードから友だち登録後、 画面に従い入力してください。 宇美町公式LINE</p>	<p>2月4日(水) 8:30 受付開始 ※税務署職員受付分は、 電話予約のみとなります</p>
電話予約		<p>2月4日(水) 8:30 受付開始 2月2日(月) 8:30 受付開始 0570-070-523 8:30～17:15 (平日のみ)</p>
注意		<p>・必ず事前予約が必要です。 ・給与所得のみの人、また不動産売買の譲渡所得などは、役場では受付できません。 ・所得税以外の、消費税・相続税・贈与税などは、役場では受付できません。</p>

問 税務課 町民税係 ☎ 932-1111(代) FAX933-7512(代)

香椎税務署 確定申告会場

受付期間	2月16日(月)～3月16日(月) ※平日のみ。ただし、3月1日(日)は開設
受付時間	9:00～16:00
受付方法	<p>「入場整理券」が必要です。 整理券の取得方法は、 ・国税庁LINEアプリによる事前発行で取得 → ・当日、会場で取得</p>
会場	香椎税務署 (〒813-8681 福岡市東区千早6-2-1)
注意	<p>・確定申告会場では、スマートフォンをお持ちの人は、原則、ご自身のスマートフォンにより、 ご自身で申告書の作成を行っていただきます。 ・駐車場の利用はできません。公共交通機関をご利用ください。</p>

問 香椎税務署 ☎ 661-1031

